

麻薬年間受払届記載要領（麻薬小売業者用）

1 提出期限及び提出先

毎年11月30日までに健康福祉センター（下関市内の麻薬業務所にあつては、下関市立下関保健所）に提出してください。

2 届出者について

- （1）麻薬小売業者免許証のとおりに記載すること。
- （2）「免許の種類」欄には麻薬小売業者と記載し「免許の番号」欄には麻薬小売業者免許番号を記載してください。

3 記載する麻薬の品名、数量について

- （1）同じ品名でも、規格（剤型、含有量等）が異なれば、別品目として記載すること。
また、自家予製剤の％散、液は、原末に換算せず別品目として記載すること。（自家予製剤については、製剤が特定でき、麻薬の含量が分かるよう記載してください。）
【例 オピスタン注35mg とオピスタン注50mg、コデインリン酸塩原末とコデインリン酸塩散10% 等】
- （2）数量の単位は、A（アンプル）、本、個、錠、g、mL、枚又は包とすること。

4 「期初に所有した麻薬」欄/「期末に所有した麻薬」欄

それぞれ、提出年の前年10月1日時点で所有した麻薬の数量、提出年9月30日時点で所有した麻薬の数量を品目別に記載すること。

提出年の前年10月以降に新たに麻薬業務所となった場合、期初に所有した数量は「0」です。

5 「受入数量」欄

- （1）麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬の数量を記載すること。
- （2）免許の失効により譲り受けた麻薬は、麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬と同様とする。期間中に、法人化等により麻薬の譲渡・譲受を行った場合で前施設からの麻薬を継続して使用している場合は、期初に所有した数量は「0」となり、引き継いだ麻薬の数量は「受入数量」欄に記入すること。なお、備考欄にその旨記載すること。
- （3）麻薬小売業者間譲渡許可を受けた業者間において譲渡・譲受を行った場合は、品名ごとに譲渡・譲受した数量の合計を、「払出数量」欄（又は「受入数量」欄）に内数として括弧書きで併記すること。

6 「備考」欄

麻薬廃棄届により廃棄した麻薬及び事故のあった麻薬の数量を記載すること。調剤済麻薬廃棄届により廃棄した数量についての記載は不要です。

7 注意事項

- （1）1年間使用しなかった麻薬を含め所有する麻薬全てについて報告すること。また、期間中に麻薬の所有がない場合、「在庫なし」と届け出ること。
- （2）必ず帳簿と麻薬の受払及び在庫量が一致することを確認すること。

「期初数量」＋「受入数量」－「払出数量」＝「期末数量」となることを必ず確認してください。（ただし、秤量誤差があった場合は、期末数量を補正すること）

また、現物の確認不足による事故探知の遅れを防ぐため、必ず麻薬現物の数量を確認するようにしてください。

- （3）年間受払届提出後、誤りが判明した場合、提出先の健康福祉センター（下関市内の麻薬業務所にあつては、薬務課麻薬毒劇物班）へ連絡すること。

記載例

<帳簿記載例 (年間受払届記載例 ○○錠 10mg に対応) >

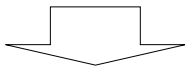
年月日	受入	払出	残高	備考
R○. 10. 1			92	前帳簿からの繰り越し
R○. 10. 4	(10)		92	△田○郎から返納 R○. 10. 4 廃棄 (※1) R○. 10. 20調剤済麻薬廃棄届提出 立会者署名○○○○
R○. 10. 10	200		292	○○会社から購入 製品番号223456、223457
R□. 2. 10		10	282	変質により廃棄 R□. 2. 5廃棄届提出 (※2) 立会者署名 ○○保健所 △△△△
R□. 9. 5		1	281	1 錠所在不明 R□. 9. 6事故届提出
R□. 9. 25		14	267	A薬局へ譲渡 (※3)
R□. 9. 27		21	246	B薬局へ譲渡 (※3)
R□. 9. 30	200	46 歩讀端何35	246	年報集計

※1：患者から返納を受けた麻薬を廃棄した場合

※2：麻薬廃棄届を提出して、廃棄した場合

※3：麻薬小売業者間譲渡許可に基づき、譲渡した場合

<年間受払届 記載例>



麻薬年間受払届

令和7年○○月○○日

山口県知事 様

麻薬業務所 所在地
名 称
届 出 者 住 所
氏 名
開設者の住所、氏名(法人の場合は名称及び
代表者の職名、氏名)
麻薬小売業者
免許の種類
第 ○○○ 号 (麻薬の免許番号)
免許の番号

下記のとおり、令和6年10月1日から令和7年9月30日までの間に受払いをした麻薬の品名及び

数量を取りまとめたので、麻薬及び向精神薬取締法 第48条の規定により届け出ます。

記

※小売業者は第47条を○で囲むこと。

期初に所有した麻薬		1年間に受け入れ、又は払い出した麻薬		期末に所有した麻薬	備 考
品 名	数 量	受入数量	払出数量	数 量	
○○錠 (10mg)	92錠	200錠	46錠 (35錠)	246錠	10錠廃棄 (R□.2.5廃棄届) 1錠所在不明 (R□.9.6事故届)
○○錠 (30mg)	32錠	100錠	82錠	50錠	35錠廃棄 (R□.7.6廃棄届)
□□原末	10g	10g	5g	15g	10倍散に予製
□□散10%	50g	50g	90g	9.9g	原末から予製 -0.1g 秤量誤差

- ・麻薬小売業者間譲渡許可による譲渡・譲受数量は、合計を内数として括弧書きで併記すること。
- ・散剤等の秤量誤差があった場合は、備考欄にその旨記載すること。
- ・「期所数量」+「受入数量」-「払出数量」=「期末数量」となることを必ず確認すること。(ただし、秤量誤差があった場合は、期末数量を補正すること)